

委任状における押印不要の取扱いについて

**令和3年10月1日より、「委任状」についても押印不要とします。**

- ・「押印を求める手続きの見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和3年1月1日施行）」により、押印を求める手続きの見直しが行われました。
- ・これにより、申請者の皆さまから令和3年1月1日以降にご提出いただく以下に掲げる各業務の申請書類については、「委任状」などの一部の書類を除き、押印不要になりましたが、**今般、「委任状」についても押印不要で手続きができることとしました**のでお知らせいたします。

※当協会ホームページに掲載されているダウンロード用の書式は10月1日に更新します。

◇**対象業務**◇

- 建築確認・検査
- 構造計算適合性判定
- 住宅性能評価
- 省エネ適合性判定
- 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）評価
- 建築物省エネ法第35条（性能向上計画認定）及び第41条（基準適合認定）の技術的審査
- 長期優良住宅の技術的審査
- 低炭素建築物の技術的審査
- 贈与税非課税証明の適合審査
- グリーン住宅ポイント対象住宅の適合審査
- フラット35の適合証明

※ 当面の間、旧書式を用いて押印を省略していただくことについては差し支えありません。

◇**適用対象**◇

令和3年10月1日以降に、当協会にてお引き受けさせていただくものより適用となります。

〈ご照会先〉	(一財)住宅金融普及協会 審査本部
	確認検査課 03-3260-7395
	構造判定課 03-5654-7593
	性能評価課 03-3260-9821
	(フラット35 適合証明) 03-3260-7350